

路上寝防止対策及び適正飲酒に関する決議

本県においては、夜型社会、飲酒に寛容な県民性、過度の飲酒及び温暖な気候等を背景として、酒に酔って公衆が通行し、又は出入りすることができる道路や駐車場等の公共の場所で寝そべる行為、いわゆる「路上寝」をする者が非常に多いという実態が、大きな問題となっている。

平成 19 年度以降、路上寝は増加傾向となっており、平成 29 年度の沖縄県内の件数が 7,016 件で、そのうち浦添署管内では 590 件となっている。

路上寝については、交通事故を誘発し、または仮睡者狙い等の窃盗の被害者となる危険性を有しているほか、観光客に不快な思いを抱かせるばかりでなく、市民から迷惑行為として警察への通報が相当数あるとの事であるが、現状では路上寝を禁止する法律、条例等がなく、危険が放置されたままの状況が続いている。これは地域住民の安全で安心な生活に影響を与える重要な課題である。

路上寝対策は地域住民に路上寝をさせないという根本的な問題解決を図るため、自治体、警察、関係機関、団体、地域住民等を巻き込んだ総合的な対策を講じる必要性があり、路上寝対策を講じることは、路上寝行為の未然防止だけにとどまらず、過度の飲酒の防止、適正飲酒につながり、結果として飲酒の影響が大きい暴行、傷害など粗暴犯の犯罪抑止にも効果が期待でき、ひいては犯罪総量抑止につながる重要な対策と考える。

よって、本市議会は市民の生命・安全・財産を守る立場から、早急に路上寝防止対策を講じ、適正飲酒についての啓発活動を推進するために、下記の事項が速やかに実現されるよう要請する。

記

- 1 路上寝の現状と危険性及び適正飲酒のための環境づくりなどの啓発活動を行い、早急に路上寝防止対策を講じること
- 2 「飲酒に絡む 3 ない運動（深酒しない、路上寝しない、未成年者に飲酒をさせない）」を推進すること

以上、決議する。

平成 30 年 6 月 4 日

沖縄県浦添市議会

宛先

沖縄県知事、沖縄県警察本部長